

平成 27 年 4 月 1 日

各 位

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
代表取締役社長 仲尾 孝

動物病院窓口での保険金ご請求手続きが可能となる動物病院の追加について

T & D 保険グループのペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、動物病院窓口での保険金ご請求手続きの取り扱いを順次開始しておりますが、この度、以下の動物病院において、新たに病院窓口での保険金のご請求手続きの取り扱いを開始することとなりましたので、お知らせいたします。

○新たに動物病院窓口での保険金ご請求手続きが可能となる動物病院

窓口精算 開始日	契約 タイプ	病院名	住所	電話
2015/3/15	B	ごとう動物病院	青森県八戸市下長 3-3-4	0178-21 -3535
2015/4/1	B	ふくふく動物病院	山口県山口市阿知須岩倉上 1079-1	0836-65 -1468
	B	大野犬猫病院	埼玉県本庄市栗崎 5-2	0495-24 -7911
	B	大野犬猫病院 藤岡分院	群馬県藤岡市藤岡 2460-1	0274-40 -7411
2015/4/15	B	大久保動物病院	兵庫県明石市大久保町大窪 1872-2	078-936 -6211
	B	いわい動物病院	愛知県瀬戸市高根町 2-66	0561-76 -1472

※ 動物病院窓口で保険金の精算ができる保険契約、動物病院の窓口で保険金の精算ができない主な場合、弊社提携動物病院の一覧については、別紙をご参照ください。

別紙

1. 動物病院窓口で保険金の精算ができる保険契約

下記の契約タイプにより、対応する動物病院が異なりますのでご注意ください。

■契約タイプA

- 証券番号が『S』から始まる全ての保険契約（証券番号が『SCC』から始まる保険契約を除く）
(Sxx-00000000-x x)

■契約タイプB

- 証券番号が『SQP』『SQQ』『SKA』『SKP』から始まる保険契約
(SQP-00000000-x x)
(SQQ-00000000-x x)
(SKA-00000000-x x)
(SKP-00000000-x x)

※げんきナンバーワンスリムのご契約（証券番号が『M』から始まる保険契約）は、窓口精算できませんのでご注意ください。

2. 動物病院の窓口で保険金の精算ができない主な場合

当社提携病院において以下の事由に該当した場合は、動物病院の窓口において保険金の精算はできません。

- ① 保険証券（継続証）または加入証を持参し忘れた場合
- ② 保険契約の有効性を確認できなかった場合
- ③ 初年度契約の始期日からその日を含めて30日以内または100%補償期間中に診療を受けた場合
- ④ 保険金限度額の残額が弊社の定める金額を下回っている場合
- ⑤ 保険料の入金を確認できなかった場合
- ⑥ 窓口精算不可疾病に該当する場合

※詳しくは弊社ホームページの『窓口精算について』をご参照ください。

3. 現在、動物病院の窓口で保険金の精算ができる提携動物病院

弊社ホームページの『窓口精算について』内の提携病院リストをご参照ください。

提携病院リスト：<http://www.petfamilyins.co.jp/customerservice/customer6.html#anc1>

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社では、今後もお客さまの利便性向上に努めてまいりますので、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

ペット&ファミリー少額短期保険株式会社

東京都文京区本郷三丁目34番3号

電話：0120-584-412 [受付時間：9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)]

URL：<http://www.petfamilyins.co.jp/>

